

さいたま市消防局告示第2号

さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市消防局長 島田 智弘

さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市消防署の組織に関する規程（平成13年さいたま市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前															
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理指導課</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 次条第4項の表の右欄に規定する<u>消防署間の</u>会議に関すること（大宮消防署及び浦和消防署に限る。）。</p> <p>(16) [略]</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(消防署長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次の表の<u>中欄</u>に掲げる署長は、前項に規定する職務に加え、<u>左欄</u>に掲げる統括者として同表の右欄に掲げる<u>消防署について、消防署間の総合調整及び統括を行うものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">消防署長</th> <th style="text-align: center;">対象となる消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北部方面 統括</td> <td style="text-align: center;">大宮消防署長</td> <td>大宮消防署、西消防署、北消防署、見沼消防署及び岩槻消防署</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南部方面 統括</td> <td style="text-align: center;">浦和消防署長</td> <td>浦和消防署、中央消防署、桜消防署、南消防署及び緑消防署</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参事等)</p>	名称	消防署長	対象となる消防署	北部方面 統括	大宮消防署長	大宮消防署、西消防署、北消防署、見沼消防署及び岩槻消防署	南部方面 統括	浦和消防署長	浦和消防署、中央消防署、桜消防署、南消防署及び緑消防署	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理指導課</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 次条第4項の表の右欄に規定する<u>北部5消防署及び南部5消防署</u>の会議に関すること（大宮消防署及び浦和消防署に限る。）。</p> <p>(16) [略]</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(消防署長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次の表の<u>左欄</u>に掲げる署長は、前項に規定する職務に加え、同表の右欄に掲げる消防署間の総合調整及び統括に関する業務を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">消防署長</th> <th style="text-align: center;">対象となる消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大宮消防署長</td> <td><u>北部5消防署（大宮消防署、西消防署、北消防署、見沼消防署及び岩槻消防署をいう。）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">浦和消防署長</td> <td><u>南部5消防署（浦和消防署、中央消防署、桜消防署、南消防署及び緑消防署をいう。）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参事等)</p>	消防署長	対象となる消防署	大宮消防署長	<u>北部5消防署（大宮消防署、西消防署、北消防署、見沼消防署及び岩槻消防署をいう。）</u>	浦和消防署長	<u>南部5消防署（浦和消防署、中央消防署、桜消防署、南消防署及び緑消防署をいう。）</u>
名称	消防署長	対象となる消防署														
北部方面 統括	大宮消防署長	大宮消防署、西消防署、北消防署、見沼消防署及び岩槻消防署														
南部方面 統括	浦和消防署長	浦和消防署、中央消防署、桜消防署、南消防署及び緑消防署														
消防署長	対象となる消防署															
大宮消防署長	<u>北部5消防署（大宮消防署、西消防署、北消防署、見沼消防署及び岩槻消防署をいう。）</u>															
浦和消防署長	<u>南部5消防署（浦和消防署、中央消防署、桜消防署、南消防署及び緑消防署をいう。）</u>															

第7条 消防署に参事、課に副参事、課長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与、主査、主任又は主事を置くことができる。
2～8 [略]

第7条 消防署に参事、副参事、調整幹、参与又は主査、課に副参事、課長補佐、主幹、専門幹、参与、主査、主任又は主事を置くことができる。
2～8 [略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。